

よろず相談

SINANEN

ひまわりガス



Q&A

商標法の改正により、従来に比べて商標登録がしやすくなりました。今回は、これにとりもなる対策と留意点について、専門家にお聞きしました。

「Q」 平成19年4月より改正商標法が施行されますが、この法律の内容と、LPガス販売事業者が注意すべき点について教えてください。

「A」 現在、企業や店舗の経営において、商標管理の重要性が増しています。特に今回の商標法改正では、小売・卸売業者の事業者が顧客に対して行っている、品揃えや陳列、接客などのサービスの登録が可能となります。そのため同商標を、店舗の看板、従業員の制服、シヨッピングカート、レジ袋などに活用できるようになります。

この際に問題となるのは、どんなサービスをしているかではなく、登録しようとしている商標が、すでに登録されているほかの商標と類似しているか否かです。仮に類似する商標が先願されている場合、後から出願した商標は登録できない可能性があります。

これまで百貨店や家電量販店など、各種の商品群を取り扱う小売業者は、取扱商品が多いため、すべての商品の商標を確実に保護することは困難でした。しかし今回の改正により簡単に商標登録できるようになるというメリットがあります。

一方LPガス販売店をはじめ、特定の商品を取り扱う小売業者は、もとより商品が限定されているため、今回の改正による利益は想定しにくいかもしれませんが、これらの小売業者であっても、商標法の改正とは無関係ではありません。これまで費用や労力との兼ね合いで

合は協賛形式を取る。お茶菓子等の希望がある場合は、協議の上で費用分担を行う。

「E」 剛太郎の説明開始直後は、びんときていなかった社員たちも、話が進むにつれ、その真意を理解できたようだった。

「われわれのエネルギーは、決して引け目を感じるものではなく、時代がどんなに移り変わろうと、人々の生活に必要な不可欠な生活エネルギーとして、優れた点を、いくつも持っています」と剛太郎は説いた。

今、ガス業界を取り巻く環境は厳しい。お客さまの誤った利用だとしても、相次ぐCO中毒事故報道はガスのイメージダウンを進めた。こうした状況下でオイル電化を否定することは得策ではない、安全確保はさらに万全に、しかも当然の義務として徹底し続けなければならない。

しかし、それだけでは、LPガスの存在価値は正しく伝わらない。LPガスはCO2排出量の少ないクリーンなエネルギー特性があり、地球温暖化防止への有効策でもある。さらに、機器を通じた省エネルギーは、都市ガスや電力に少しも引けを取るものではない。加えて、ボンベやバルブという独立分散型のエネルギー供給スタイルは、都市部はもちろん、山村の住宅など、場所を選ばずガスの利用を可能にし、万の際の避難生活時にも容易に供給できる災害対応力にも優れているのだ。

自らが自信と誇りを持つことで、ガスマンに今、最も必要なことである。剛太郎はそう確信していた。そのために、「E」をキーワードに、時代の要請に応えられる「未来に続くエネルギー」であることをPRしようと思ったのである。剛太郎の提案は、社員たちに勇気を与えた。

案は可決され、早速実施準備がスタートした。剛太郎が真先に向かったのは、良太郎の通うM原幼稚園だった。

剛太郎の熱意に押され、園長は親子参加を前提に、開催を了承してくれた。条件は、危険を伴う実験は、切らないこと、当日のカリキキを事前に提出することだった。剛太郎は、講師と相談の上、「手製のエネルギー冒険紙芝居エネルギーの誕生から家々に届くまでの物語」と「節約クイズ(毎日の生活の何を見直すか、いくらくらいの効果があるのかを親子で考えよう)」などの企画をいくつも立て、園長の承認を得た。

春休みに入る少し前の木曜日の午後、「第1回I M A エコ生活学校」はM原幼稚園の遊戯ホールで開校された。参加者は約70名。1時間半の授業はあつと、いかに過ぎた。参加者たちは記念品のハイパー種を手に入れた。大満足で帰って行った。また会いましょう、を合言葉に、「良太郎くん、とっても嬉しそうでしたよ」

担任の後藤先生が報告してくれた。「ありがたいです。いかがでしたか?」

「わかりやすかったです。遊びの要素がもう少しあれば、園児たちはもっと集まっていたと思います。遊びの要素がもう少しあれば、園児たちはもっと集まっていたと思います。」

商標法改正にとりもなるLPガス販売事業者の備え

Q

平成19年4月より改正商標法が施行されますが、この法律の内容と、LPガス販売事業者が注意すべき点について教えてください。

A

現在、企業や店舗の経営において、商標管理の重要性が増しています。特に今回の商標法改正では、小売・卸売業者の事業者が顧客に対して行っている、品揃えや陳列、接客などのサービスの登録が可能となります。そのため同商標を、店舗の看板、従業員の制服、シヨッピングカート、レジ袋などに活用できるようになります。

この際に問題となるのは、どんなサービスをしているかではなく、登録しようとしている商標が、すでに登録されているほかの商標と類似しているか否かです。仮に類似する商標が先願されている場合、後から出願した商標は登録できない可能性があります。

これまで百貨店や家電量販店など、各種の商品群を取り扱う小売業者は、取扱商品が多いため、すべての商品の商標を確実に保護することは困難でした。しかし今回の改正により簡単に商標登録できるようになるというメリットがあります。

一方LPガス販売店をはじめ、特定の商品を取り扱う小売業者は、もとより商品が限定されているため、今回の改正による利益は想定しにくいかもしれませんが、これらの小売業者であっても、商標法の改正とは無関係ではありません。これまで費用や労力との兼ね合いで

商標登録を諦めていた百貨店や家電量販店などが、今回の改正を契機に出願することが予想されるからです。そのため思いがけないところで他者の商標を侵害したり、商標登録しようと思つたら、すでに他者が「小売業」のサービスを商標登録しているために登録できないという事態が発生する可能性があります。したがって今回の商標法の改正を契機に、自己の商標の保護はもちろんのこと、他者の商標を侵害していないかという点にも十分注意を払う必要が生じます。新法では商標権侵害に対する刑事罰が強化され、直接侵害の場合は10年以下の懲役、1000万円以下の罰金、間接侵害の場合は5年以下の懲役、500万円以下の罰金が科される可能性もあります。

昨今ではホームページを活用した商品販売を行う小売業者も増えています。ホームページに掲載した情報は、自分で確認できる範囲を大幅に超えて多くの人に提供されますので、まったく予想もしない場所で店舗名や店のマークなどが無断使用されてしまうことも十分に予想されます。

さらに無断使用に留まらず、知らないうち、そのマークについて商標登録されてしまう危険性もあります。実際、自社の名称を使用したドメイン名が商標登録されているために、



鈴木 謙吾 さん
(すずき けんご)

弁護士
1974年生まれ。慶應義塾大学法学部卒業後、1997年司法試験合格。2000年弁護士登録(東京弁護士会)。弁護士事務所での勤務弁護士を経て、2005年鈴木謙吾法律事務所を開設。

ドメイン名を変更せざるを得なかった事例があります。

このような事態を未然に防ぐためにも、今回の商標法改正を利用し、「小売業」として、店舗名や店のマークの商標登録を検討されることをお勧めします(登録対象になり得るのは、たとえば店舗名では「伊勢丹」や「三越」、マークでは「A.L」の鶴のマークやヤマト運輸の黒猫のマークなどです)。



中々だと思いましたが、園児対象ばかりとは限らないでしよう。初めての試みでしよう。上々ですよ」

「そういつていたけれど、肩の荷が下ります。後藤先生もお時間ありましたら、また是非参加ください」

「はい。喜んで」

会社に戻って片づけをし、剛太郎が帰宅した時は8時を回っていた。

「ただいま」

剛太郎が玄関の扉を開けると、真つ先に良太郎が出迎えた。

「おかえりなさい」

満面の笑みを浮かべているわが子を剛太郎は思い切り抱き締めた。

「お父さん、そんなにしたら苦しいよ」

「ごめんごめん」

こんな小さなからだでも、自信や誇りを持っているんだ。自分の仕事に誇りを持つことは、この子らの勇気や誇りを育てることに必要なのだと、剛太郎は実感していた。

「第1回I M A エコ生活学校」はM原幼稚園の遊戯ホールで開校された。参加者は約70名。1時間半の授業はあつと、いかに過ぎた。参加者たちは記念品のハイパー種を手に入れた。大満足で帰って行った。また会いましょう、を合言葉に、「良太郎くん、とっても嬉しそうでしたよ」

担任の後藤先生が報告してくれた。「ありがたいです。いかがでしたか?」

「わかりやすかったです。遊びの要素がもう少しあれば、園児たちはもっと集まっていたと思います。遊びの要素がもう少しあれば、園児たちはもっと集まっていたと思います。」

を学んでもいい、楽しみながら環境を守る生活意識を身につけさせる。④チータイナス6%への参加をお客さま参加型で進め、地域との絆を深める。⑤以上により「今泉エネルギー」エコ推進会社」のイメージ確立を図る

●開校・移動教室形式を取る。ベイスは社内、事務局を置き、事務局長は当面、今泉剛太郎。時期を見て、自薦により、次期事務局長を選任。但し、専任担当者はボランティアのため、社内外から広く募集する。

●運営方法・今泉取締役が知己にす環境問題の専門家に依頼。当面の短期セミナーを企画。併せて、営業エリア内の幼稚園、公立小中学校を中心に打診し、授業時間内外で可能な時間をいただき、出張授業を行う。人件費は、前述の講師代、及び資料代費用の詳細は改めて案内(ボランティアのため略)。取り組みの様子は、次号の「あすなろ通信」で特集する。

●募集方法・営業エリア内の幼稚園、小中学校への訪問案内、及び、顧客へのポスティングチラシ、及びホームページでの案内。ガス料金の請求書に同封するなどして集客を図る。但し、少人数でも、日程調整がつき次第実施。

●開催場所・メイン会場は社内会議室。出張会場は、学校や公民館など、参加グループの都合により臨機応変に対応。

●参加費用・原則無料。すべてを今泉エネルギー主催で行うのではなく、依頼者グループ等が主体となり得る場

合は協賛形式を取る。お茶菓子等の希望がある場合は、協議の上で費用分担を行う。

「E」 剛太郎の説明開始直後は、びんときていなかった社員たちも、話が進むにつれ、その真意を理解できたようだった。

「われわれのエネルギーは、決して引け目を感じるものではなく、時代がどんなに移り変わろうと、人々の生活に必要な不可欠な生活エネルギーとして、優れた点を、いくつも持っています」と剛太郎は説いた。

今、ガス業界を取り巻く環境は厳しい。お客さまの誤った利用だとしても、相次ぐCO中毒事故報道はガスのイメージダウンを進めた。こうした状況下でオイル電化を否定することは得策ではない、安全確保はさらに万全に、しかも当然の義務として徹底し続けなければならない。

しかし、それだけでは、LPガスの存在価値は正しく伝わらない。LPガスはCO2排出量の少ないクリーンなエネルギー特性があり、地球温暖化防止への有効策でもある。さらに、機器を通じた省エネルギーは、都市ガスや電力に少しも引けを取るものではない。加えて、ボンベやバルブという独立分散型のエネルギー供給スタイルは、都市部はもちろん、山村の住宅など、場所を選ばずガスの利用を可能にし、万の際の避難生活時にも容易に供給できる災害対応力にも優れているのだ。

自らが自信と誇りを持つことで、ガスマンに今、最も必要なことである。剛太郎はそう確信していた。そのために、「E」をキーワードに、時代の要請に応えられる「未来に続くエネルギー」であることをPRしようと思ったのである。剛太郎の提案は、社員たちに勇気を与えた。

案は可決され、早速実施準備がスタートした。剛太郎が真先に向かったのは、良太郎の通うM原幼稚園だった。

剛太郎の熱意に押され、園長は親子参加を前提に、開催を了承してくれた。条件は、危険を伴う実験は、切らないこと、当日のカリキキを事前に提出することだった。剛太郎は、講師と相談の上、「手製のエネルギー冒険紙芝居エネルギーの誕生から家々に届くまでの物語」と「節約クイズ(毎日の生活の何を見直すか、いくらくらいの効果があるのかを親子で考えよう)」などの企画をいくつも立て、園長の承認を得た。

春休みに入る少し前の木曜日の午後、「第1回I M A エコ生活学校」はM原幼稚園の遊戯ホールで開校された。参加者は約70名。1時間半の授業はあつと、いかに過ぎた。参加者たちは記念品のハイパー種を手に入れた。大満足で帰って行った。また会いましょう、を合言葉に、「良太郎くん、とっても嬉しそうでしたよ」

担任の後藤先生が報告してくれた。「ありがたいです。いかがでしたか?」

「わかりやすかったです。遊びの要素がもう少しあれば、園児たちはもっと集まっていたと思います。遊びの要素がもう少しあれば、園児たちはもっと集まっていたと思います。」